

令和4年1月27日

市立学校の保護者の皆様へ

和泉市教育委員会
教育長 小川 秀幸

「和泉市 新型コロナウイルス対策に関する市立学校の臨時休業の基準」の
改定について

平素は本市立学校における教育活動の充実に向け、ご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、全国的に新型コロナウイルス感染拡大が依然続く中、本市においても予断を許さない状況であります。休業等については、令和4年1月27日より、「府立学校における今後の教育活動等について」を参考に以下の対応を行います。今後の本市立学校の対応についてはこれまで以上に感染防止対策を徹底してまいりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

【臨時休業の基準】（詳細は市ホームページに掲載）

・**学級閉鎖**

直近3日間の新型コロナウイルスり患者及び学校内における濃厚接触者が、同じ学級等において複数（15%以上）確認された場合

・**学年閉鎖**

同じ学年で複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合

・**学校全体の臨時休業**

複数の学年を閉鎖することに加えて、閉鎖していない学年に感染者が存在するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合

※り患者や風邪症状等の人数の状況によっては、上記基準によらず臨時休業を実施する場合があります。

【臨時休業の期間】

- ・原則3日間（感染の状況により期間延長等する場合があります。）

【オンライン対応】

- ・コロナ感染への不安等により登校を見合わせる場合（欠席ではなく出席停止扱い）については、学習用PC端末を活用したオンラインでの個別支援を引き続き実施します。
- ・臨時休業の期間についてもオンラインでの対応を進めます。